

固定資産税・都市計画税等の課税誤りについて

平成26年11月20日

久喜市財政部 資産税課

1. 内 容

住宅用地は、その税負担を特に軽減する必要から、その面積の広さによって住宅用地の課税標準の特例措置が適用されます。

その適用の有無について、市内の約104,000筆（平成26年1月1日時点）の固定資産税課税地目「宅地」のうち、約9,300筆の非住宅用地を対象に調査した結果、この特例措置を適用していない事例が判明しました。

2. 経 緯

県内の他自治体における「住宅用地に対する課税標準の特例措置の適用誤り」の報道を受け、本市においても課税データ、航空写真、現地調査などによる確認作業を行った結果、54件の適用誤りが確認されました。

3. 調査結果

(1) 適用誤り件数 54件（69筆）

※住宅用地に対する課税標準の特例（小規模住宅用地…200㎡までが評価額の1/6、一般住宅用地…200㎡を超える部分が評価額の1/3となる。ただし、床面積の10倍までを限度として住宅用地とされている。）

(2) 還付金・返還金（固定資産税・都市計画税）

本 税 35,665千円

加算金等 13,583千円

合 計 49,248千円

なお、適用誤りによる税の返還につきましては、地方税法の規定に基づく5年還付のみ対象となる22件と、また、地方税法の規定に基づく5年分と併せ「久喜市固定資産税等に係る返還金支払要綱」の規定に基づき、最大20年間遡って返還対象となる32件の合計54件です。

(3) 関連する国民健康保険税の還付金・返還金について

（固定資産税額に応じて賦課されていた資産割の返還対象15世帯）

本 税 848千円

加算金等 428千円

合 計 1,276千円

4. 適用誤りの主な原因

- (1) 住宅の建築後の課税年度から適用誤り
- (2) 評価替え時における適用誤り
- (3) 区画整理換地処分時における適用誤り
- (4) 土地・建物所有者の相違による適用誤り

5. 再発防止策

- (1) 人材育成のため、税務研修及び課内研修等を通じ、職員の資質向上を図ってまいります。
- (2) 人事異動により担当者が変わっても、速やかに一定水準の業務の質が確保できるよう、事務処理の手順等を再確認し業務の標準化を図ってまいります。
- (3) 電算システムの機能を理解し、電算入力の際のエラーチェックを徹底する。また、課税アンマッチリストの活用や、異動判読によるチェック体制を強化いたします。
- (4) 固定資産税及び都市計画税について、広報紙及び市ホームページ等を活用し、特例制度等について市民への周知を図ってまいります。

6. 今後の対応

- (1) 補正予算への計上（11月定例会）
- (2) 戸別に訪問し、謝罪、誤った内容及び今後の手続きについての説明
- (3) 還付金・返還金の振込み等の実施